

## 随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

### 1 対象契約

令和元年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入，賃借，委託等）

### 2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者名）
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

### 3 閲覧

財務課執務室内でも閲覧に供しています。

### 4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

### 5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

## 随意契約一覧表

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
平成31年4月1日	電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス	69,672,960	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
平成31年4月1日	京都市交通局財務会計システム及び契約管理システム保守管理業務	6,402,000	企画総務部 財務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務	6,534,000	企画総務部 財務課	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務	27,313,200	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	料金センター精算システム保守業務	5,877,360	企画総務部 財務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	ホームドア設備保守管理業務委託	185,760,000	企画総務部 財務課	川崎重工業株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	可動式ホーム柵設備保守管理業務委託	19,224,000	企画総務部 財務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道電力設備監理業務委託	37,692,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道昇降機設備監理業務委託	23,760,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	建築・機械設備監理業務委託	95,148,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(国際会館駅ほか)	43,027,200	企画総務部 財務課	東芝エレベータ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
平成31年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(鞍馬口駅ほか)	62,294,400	企画総務部 財務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(今出川駅ほか)	18,954,000	企画総務部 財務課	フジテック株式会社 近畿統括本部 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(丸太町駅ほか)	35,294,400	企画総務部 財務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託(五条駅ほか)	39,506,400	企画総務部 財務課	日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託	46,008,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	ITV画像伝送設備保守管理業務委託	11,000,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	ITV設備保守管理業務委託	26,950,000	企画総務部 財務課	東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	東西線信号設備保守管理業務委託	232,200,000	企画総務部 財務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	烏丸線信号設備保守管理業務委託	206,280,000	企画総務部 財務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	列車無線電話設備保守管理業務委託	14,960,000	企画総務部 財務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託	50,710,000	企画総務部 財務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
平成31年4月1日	運行管理設備保守管理業務委託	27,500,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	無線型バスロケーションシステム保守管理業務	18,870,840	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	バス運行総合システム実績収集系機器の保守	39,864,000	企画総務部 財務課	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
平成31年4月1日	電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス(その2)	23,224,320	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	ドライブレコーダー保守点検業務	9,067,680	企画総務部 財務課	クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	バス運行総合システム[実績収集系]の機器保守及び通信回線維持管理業務	14,463,554	企画総務部 財務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借	5,367,351	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	バスICカードバスサーバ保守	8,508,240	企画総務部 財務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	人事給与システム運用保守管理業務	10,756,800	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	バスICカードシステム社局サーバ運用保守	10,971,288	企画総務部 財務課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	烏丸線高速車両全般検査, 重要部検査(制御, ブレーキ)	79,984,800	企画総務部 財務課	菱電商事株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
平成31年4月1日	東西線高速車両全般検査, 重要部検査(制御, ブレーキ)	83,376,000	企画総務部 財務課	菱電商事株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	烏丸線高速車両全般検査, 重要部検査(保安)	10,476,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	東西線高速車両全般検査, 重要部検査(保安)	14,796,000	企画総務部 財務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	烏丸線10系車両台車装置スリ板部分交換業務	5,251,824	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託	30,456,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	東西線高速車両保守及び作業監理業務委託	15,336,000	企画総務部 財務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	西賀茂営業所の一般乗合旅客自動車整備業務委託	848,952,090	企画総務部 財務課	ケーター自動車工業株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
平成31年4月1日	市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務	101,682,970	営業推進室	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	Kotochika (コトチカ) の運営管理等に係るアドバイザリー業務	10,800,000	営業推進室	株式会社メトロプロパティーズ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	観光情報誌「おふたいむ」製作業務	7,009,200	営業推進室	株式会社ひでみ企画	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	ICカード社局サーバシステム運用保守業務委託	14,904,000	高速鉄道部 電気課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
平成31年4月1日	京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務	16,762,347	自動車部 運輸課	一般社団法人京都市交通局協 力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託	19,642,176	自動車部 運輸課	一般社団法人京都市交通局協 力会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	管理の受委託（錦林京都）	818,574,120	自動車部 営業課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	管理の受委託（九条京阪）	832,466,160	自動車部 営業課	京阪バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	管理の受委託（梅津ジェイアール）	1,449,245,520	自動車部 営業課	西日本ジェイアールバス株式 会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	管理の受委託（洛西近鉄）	1,486,840,320	自動車部 営業課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	管理の受委託（横大路阪急）	1,502,897,760	自動車部 営業課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月1日	管理の受委託（横大路エムケイ）	277,298,640	自動車部 営業課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月11日	烏丸営業所及び錦林出張所立体駐車装置修繕 作業	6,156,000	企画総務部 財務課	IHI運搬機械株式会社 京都 サービスセンター	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
平成31年4月26日	高速鉄道東西線運転指令所ITV設備更新	52,250,000	企画総務部 財務課	東芝通信インフラシステムズ株 式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年5月16日	高速鉄道烏丸線北大路駅ほか昇降機設備部分更 新工事（エスカレーター）	176,880,000	企画総務部 財務課	三菱電機ビルテクノサービス株 式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和元年5月21日	高速収入系システム暗号化ソフト対応改修業務委託	10,260,000	企画総務部 財務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年5月28日	現金積増機撤去業務委託	5,022,000	企画総務部 財務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年6月10日	醍醐車庫天井クレーン装置(2.8t3基)部分更新	10,120,000	企画総務部 財務課	株式会社日立プラントメカニクス 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年6月11日	バス停上屋整備工事(南太秦北行)	3,812,400	企画総務部 財務課	株式会社安藤・間 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
令和元年6月28日	九条駅他中央監視盤	32,890,000	企画総務部 財務課	ハビネスデンキ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年7月1日	高速鉄道烏丸線レール削正工事	23,980,000	企画総務部 財務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
令和元年7月8日	乗車券発行機改修業務委託	7,236,000	企画総務部 財務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年7月12日	東西線50系車両用車輪(第15編成)	25,304,400	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年7月12日	梅津営業所給水配管修繕工事	3,619,000	企画総務部 財務課	株式会社鈴木メンテナンス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
令和元年7月16日	カード発券精算機購入	6,064,982	企画総務部 財務課	有限会社ワタキ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年7月16日	カード発券精算機改修作業	8,925,889	企画総務部 財務課	有限会社ワタキ	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和元年7月23日	バス運行総合システム[事務処理系]改修作業 (端末機器等入替作業)	8,173,440	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年7月26日	醍醐車庫軸受着脱装置	13,200,000	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年8月2日	醍醐車庫車輪転削盤駆動部部分改修業務	27,720,000	企画総務部 財務課	川重商事株式会社 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年8月2日	バス定期券発行システム更新対応	29,953,800	企画総務部 財務課	JBCC株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年8月5日	陸上移動局車載無線装置の更新	59,097,600	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和元年8月6日	京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託	14,740,000	企画総務部 財務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年8月8日	京都市高速鉄道軌道総合管理・図面管理システム更新業務	30,159,800	企画総務部 財務課	三井E&Sシステム技研株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和元年8月29日	竹田車両基地防犯装置リース	5,464,800	企画総務部 財務課	京阪ビルテクノサービス株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
令和元年9月5日	東西線50系車両パンタグラフ舟組	7,920,000	企画総務部 財務課	東洋電機製造株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年9月6日	烏丸線軌道整備工事に伴う信号設備対応工事	4,246,000	企画総務部 財務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年9月18日	東西線50系車両用車輪(第16編成)	25,370,400	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号



随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和元年9月26日	高速鉄道烏丸線姉小路変電所更新工事（非常用 発電機）	379,500,000	企画総務部 財務課	株式会社明電舎 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB  
日本ユニシス株式会社関西支社 執行役員支社長 兵働広記
- 6 契約金額（税込み）  
69,672,960円
- 7 契約内容  
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由  
UNISYS-CS4250D型電子計算機械設備及びオペレーティングシステムを含むライセンスプログラム群（以下「プロダクト」という。）は上記業者のものであり、上記業者以外のものがプロダクトを提供することはできない。  
プロダクトは排他的権利の対象に当たり、電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービスを行えるのは、上記業者のみであるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
京都市交通局財務会計システム及び契約管理システム保守管理業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社 京都支社長 前田英彦
- 6 契約金額（税込み）  
6,402,000円
- 7 契約内容  
京都市交通局財務会計システム及び契約管理システムにおける保守業務
- 8 随意契約の理由  
本件業務の対象になる「財務会計システム」及び「契約管理システム」は、日本電気株式会社製のパッケージソフトをカスタマイズして、同社が開発したものである。  
このため、システムのプログラム等は一般に公開されておらず、保守管理に関して必要な専門知識・技術等は同社しか有していないため、同社以外では保守管理を行うことはできない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所 理事長 西本清一
- 6 契約金額（税込み）  
6,534,000円
- 7 契約内容  
インターネット型バスロケーションシステムの維持管理業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は、インターネット型バスロケーションシステムの維持管理を行うものである。  
当該機器のモニター上に表示するバス接近情報等のソフトウェアについては、上記業者が独自に開発しているシステムで運営されており、上記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号  
新潟通信機株式会社 代表取締役 梶山美佐男
- 6 契約金額（税込み）  
27,313,200円
- 7 契約内容  
インターネット型バスロケーションシステムの年間保守管理業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は，インターネット型バスロケーションシステムの定期点検，整備，障害復旧や機器の修理等を行うものである。  
当局で使用している当該機器のシステムは，上記業者が独自に開発・運営しているものであり，詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また，その内容は第三者に公開されていないことから，上記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
料金センター精算システム保守業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階  
レシップ株式会社大阪営業所 大阪営業所長 望月周史
- 6 契約金額（税込み）  
5,877,360円
- 7 契約内容  
当局料金センターに設置している精算システムの保守業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は、料金センターにおいて、自動車及び高速鉄道運賃の料金精算を行う料金精算システムの保守を行うものである。  
料金精算システムは、紙幣・硬貨を精算する機器の特異性から厳正に保守・点検を行う必要がある。そのためには、ハードウェア及びソフトウェアのシステム全体を理解し、完全な保守業務を行うための技術、体制、経験及び実績を有している必要がある。また、システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った上記業者が保守業務を行うことが不可欠であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約理由と同じ。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
ホームドア設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区曾根崎2丁目12番7号清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社関西支社 支社長 飛永佳成
- 6 契約金額（税込み）  
185,760,000円
- 7 契約内容  
本業務は、高速鉄道東西線のホームドア設備を常に最良の状態に維持するため、点検、保守、修繕及び緊急対応等の総合的な管理業務を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
ホームドア設備は、地下鉄車両の停車及び発車に合わせ、ホームドアの開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており、乗客の安全を確保し、列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。  
各装置や電子機器等それぞれの管理業務を行うものは複数存在するが、ホームドア設備全体の品質管理を一括して行うことができるとともに、緊急対応の体制が整備されている唯一の業者は、ホームドア設備を施工した川崎重工業のみであるため、随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
可動式ホーム柵設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社 取締役関西支社長 大塚眞史
- 6 契約金額（税込み）  
19,224,000円
- 7 契約内容  
本業務は、高速鉄道烏丸線の可動式ホーム柵設備を常に最良の状態に維持するため、点検、保守、修繕及び緊急対応等の総合的な管理業務を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
可動式ホーム柵設備は、地下鉄車両の停車及び発車に合わせ、可動式ホーム柵の開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており、乗客の安全を確保し、列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。  
各装置や電子機器等それぞれの管理業務を行うものは複数存在するが、可動式ホーム柵設備全体の品質管理を一括して行うことが可能であり、緊急対応の体制が整備され、可動式ホーム柵を製作した三菱電機より、保守担当会社に指定されている唯一の業者は、三菱電機ビルテクノサービスのみであるため、随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道電力設備監理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4  
京都地下鉄整備株式会社 代表取締役 寺田隆志
- 6 契約金額（税込み）  
37,692,000円
- 7 契約内容  
別途契約する高速鉄道電力設備定期検査業務委託の保守業務について鉄道運行に対する安全を確保しつつ、監理業務を行うもの。また、各変電所の日常点検を行うもの。
- 8 随意契約の理由  
本業務は別途契約される高速鉄道烏丸線及び東西線の変電所、電気室及び電車線設備等に対する法定点検並びに緊急対応等の業務が安全でかつ円滑に実施できるよう、調整監理を行うものである。  
当該設備は、鉄道運行に必要不可欠な信号設備や電車に電力供給するものであり、いずれの業務も終電後の限られた時間の中で行われ、遅延やミスによる停電は許されない条件の下、多数に渡る業者が施工した電力設備相互の関係を把握し、鉄道運行の実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。  
上記業者は、長年にわたり鉄道電力設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道昇降機設備監理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4  
京都地下鉄整備株式会社 代表取締役 寺田隆志
- 6 契約金額（税込み）  
23,760,000円
- 7 契約内容  
別途契約する高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務に対する監理
- 8 随意契約の理由  
本業務は、別途契約される公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧が、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう調整監理を図るものである。  
業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめて駅業務の実態に即した統一した安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。昇降機設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが、上記業者は、鉄道設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、上記の業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
建築・機械設備監理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4  
京都地下鉄整備株式会社 代表取締役 寺田隆志
- 6 契約金額（税込み）  
95,148,000円
- 7 契約内容  
本業務は、別途契約される高速鉄道施設の建物や機械設備、烏丸営業所の機械設備の保守管理業務を統括し、保守業者への指示、指導を行い、地下鉄及び市バスの営業に係る建物や機械設備の安全管理、保守業務の工程管理、緊急時の対応等、常に旅客の安全を最優先にしつつ交通局関係各所と日常的に連絡調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめ、駅や市バスの業務の実態に即した統一的な安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。  
建物や機械設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが、上記業者は、鉄道施設及び市バス営業所の建物や機械設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番地43  
東芝エレベータ株式会社関西支社 常務支社長 小林薫
- 6 契約金額（税込み）  
43,027,200円
- 7 契約内容  
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由  
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあつてはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。  
この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、最も迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として、設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社 取締役関西支社長 岩村竜也
- 6 契約金額（税込み）  
62,294,400円
- 7 契約内容  
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由  
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあつてはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。  
この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて系列会社である三菱電機（株）の製造であるため、上記業者が唯一、最も迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として、設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町8番地京都恒和ビル  
フジテック株式会社近畿統括本部京滋支店 支店長 河内保之
- 6 契約金額（税込み）  
18,954,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由  
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあつてはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。  
この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、最も迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として、設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号  
株式会社日立ビルシステム関西支社 支社長 竹本啓一
- 6 契約金額（税込み）  
35,294,400円
- 7 契約内容  
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由  
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあつてはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。  
この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて系列会社である（株）日立製作所の製造であるため、上記業者が唯一、最も迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として、設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60  
日本オーチス・エレベータ株式会社京都支店 支店長 竹内淳郎
- 6 契約金額（税込み）  
39,506,400円
- 7 契約内容  
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由  
本業務は、公共交通としての地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応、障害復旧を実施するものであり、旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことがあつてはならない。特に、事故、故障等の不測の事態に際しては、常時大量輸送を行っている状況において安全を確保しつつ復旧の迅速性が問われ、制御基盤等特殊な部品とこれを扱う専門的な知識、技術が必要不可欠となる。  
この際、定期点検、修理等において24時間365日体制で作業が可能な業者の内、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、最も迅速、的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故、故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明、対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として、設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4  
京都地下鉄整備株式会社 代表取締役 寺田隆志
- 6 契約金額（税込み）  
46,008,000円
- 7 契約内容  
別途契約する高速鉄道烏丸線及び東西線の駅電気設備、駅弱電設備、駅出改札設備ほかの保守業務について旅客や運行に対する安全を確保しつつ、監理業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由  
本業務は別途契約される地下鉄駅における電気・防災・自動出改札設備等の点検、整備並びに緊急対応等の業務が旅客の安全を最優先し、かつ利便を損なうことなく円滑に実施できるよう、調整監理を行うものである。  
当該設備は、いずれも鉄道営業や旅客の安全に直接、影響を及ぼす設備であり、業務の実施においては、複数社からなる点検業者を取りまとめて駅の営業実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。  
上記業者は、長年にわたり鉄道駅電気設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
I T V画像伝送設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社日立製作所京都支店 支店長 藤井秀也
- 6 契約金額（税込み）  
11,000,000円
- 7 契約内容  
東西線のI T V画像伝送設備の定期点検及び故障時対応等の保守管理業務の委託
- 8 随意契約の理由  
I T V画像伝送設備（以下「本設備」という。）は、駅ホームの監視映像を地上の送光器から車上の受光器へ伝送し、旅客乗降時及び列車発車時の安全確認を行うための設備である。  
当該業務は、各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とすることから、本設備を製作し施工を行った株式会社日立製作所でなければ履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
I T V設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪府中央区本町四丁目2番12号  
東芝通信インフラシステムズ株式会社関西支店 支店長 高弘之
- 6 契約金額（税込み）  
26,950,000円
- 7 契約内容  
烏丸線、東西線のI T V設備の定期点検及び故障時対応等の保守管理業務の委託
- 8 随意契約の理由  
I T V設備（以下「本設備」という。）は、駅ホーム・コンコース等にカメラを設置し、モニタにより監視を行うための設備である。  
当該業務は、本設備各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とすることから、他の業者では履行することは出来ないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本設備は、株式会社東芝及び東芝特機電子株式会社（現 東芝通信インフラシステムズ株式会社）が製作し設置したものであり、保守管理は株式会社東芝の関連会社である東芝通信インフラシステムズ株式会社が専門で行っているため、上記業者を選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区小松原町2番4号  
日本信号株式会社大阪支社 執行役員支社長 武藤徹
- 6 契約金額（税込み）  
232,200,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道東西線の信号設備の維持管理（緊急保守及び保守管理）及び定期整備検査（定期検査、精密検査）
- 8 随意契約の理由  
本業務は、東西線信号設備の保守管理を行うものである。  
信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。  
したがって、六地蔵～太秦天神川間及び醍醐車庫の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区小松原町2番4号  
日本信号株式会社大阪支社 執行役員支社長 武藤徹
- 6 契約金額（税込み）  
206,280,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道烏丸線の信号設備の維持管理（緊急保守及び保守管理）並びに定期整備検査（定期検査、精密検査）
- 8 随意契約の理由  
本業務は、烏丸線信号設備の保守管理を行うものである。  
信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、現行の信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。  
したがって、国際会館～竹田間及び竹田車両基地の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
列車無線電話設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区曾根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F  
八幡電気産業株式会社大阪営業所 大阪営業所長 平田勝
- 6 契約金額（税込み）  
14,960,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道烏丸線、東西線に設置されている列車無線電話設備の保守管理業務の委託
- 8 随意契約の理由  
列車無線電話設備（以下「本設備」という。）は、列車と運転指令所間との電話連絡を行うための設備である。  
当該業務は、本設備各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とすることから、本設備を製作し施工を行った上記業者でなければ履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
NEC ネットエスアイ株式会社京滋支店 支店長 磯野文明
- 6 契約金額（税込み）  
50,710,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道烏丸線，東西線に設置されている，有線電話及び情報伝送路設備の保守管理業務の委託
- 8 随意契約の理由  
有線電話設備は，列車の運行管理上の指令及び沿線や構内作業時の連絡に使用する通信設備である。また，情報伝送路設備は光回線によって各種通信情報を多重化し，効率的に伝送を行うための設備である。  
当該業務は，各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し，当該設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため，他の業者では履行することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
有線電話設備，情報伝送路設備はいずれも，日本電気(株)が製作し，設置したものである。また，保守管理は，日本電気(株)の関連会社である(株)NEC ネットエスアイが専門で行っているため，上記業者を選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
運行管理設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社日立製作所京都支店 支店長 藤井秀也
- 6 契約金額（税込み）  
27,500,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道烏丸線及び東西線の運行管理設備に係る運用保守業務（点検整備業務、障害対応業務を含む。）
- 8 随意契約の理由  
運行管理設備（以下「本設備」という。）は、列車の安全を確保する信号保安設備などの関連諸設備と密接に連携することで列車運行の制御・管理を行う極めて特殊な設備である。  
本設備の点検整備に必要な知識・技術は、本設備及び関連諸設備を含む列車運行全般に関わる高度なものが要求されるため、本設備の製作・施工を行った者が適切な保守を行わなければ、本設備のみならず関連諸設備を含むシステムとしての障害につながり、列車運行に遅延、停止、運休などの重大な影響を与えることになる。  
したがって、本設備を製作・施工した上記業者でなければ本業務を履行することはできないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
無線型バスロケーションシステム保守管理業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号  
新潟通信機株式会社 代表取締役 梶山美佐男
- 6 契約金額（税込み）  
18,870,840円
- 7 契約内容  
無線型バスロケーションシステムの年間保守管理業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は、バスロケーションシステムの定期点検整備、障害復旧や機器の修理等、システムの保守管理を行うものである。  
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者に公開されていないことから、上記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス運行総合システム実績収集系機器の保守
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号  
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社 社長 宮澤俊樹
- 6 契約金額（税込み）  
39,864,000円
- 7 契約内容  
バス運行総合システム実績収集系機器の保守を行う。
- 8 随意契約の理由  
バス運行総合システムは、大きく分けて事務処理系と実績収集系の2つに分かれている。  
この内、実績収集系を構築するに当たって、その根幹をなす特許権利は松下電器産業株式会社  
が申請かつ保有しているものであるが、他社への使用権を含むライセンス供与を行っていないた  
め、これらの特許権利を使用したシステムの保守作業が行えるのはパナソニック株式会社及びそ  
の関連会社に限られる。  
稼働中の実績収集系システムに支障を生じさせることなく、安定して稼働させることができる  
業者は、実績収集系システムの構築内容を把握し、関連特許を使用する権利を有する上記業者に  
限られる。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第1号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その2）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB  
日本ユニシス株式会社関西支社 執行役員支社長 兵働広記
- 6 契約金額（税込み）  
23,224,320円
- 7 契約内容  
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由  
電子計算機械設備及びオペレーティングシステムを含むライセンスプログラム群（以下「プロダクト」という。）は上記業者のものであり，既存システムの機器構築を行うとともに，プロダクトの提供ができる業者は上記業者に限られる。  
また，本件に係るシステム等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり，詳細な技術情報は上記業者のみが保有していることから，稼働中のシステムに支障を生じさせることなく保守を行える業者は，上記業者に限られる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
ドライブレコーダー保守点検業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府吹田市豊津町12-14  
クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社関西支店 支店長 塩山勝
- 6 契約金額（税込み）  
9,067,680円
- 7 契約内容  
ドライブレコーダーの保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由  
保守点検を依頼するドライブレコーダーは、平成24年度、25年度に上記業者が納入したものであり、納入した業者でなければ保守点検及び故障発生時の修理を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該製品を国内で販売しているのがクラリオン(株)だけであり、同社の100%出資子会社である上記業者のみが当該製品を取り扱っており、他社では、当該製品の構造、プログラム等の詳細を知り得ず、保守点検及び故障発生時の修理対応が不可能であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス運行総合システム [実績収集系] 機器保守及び通信回線維持管理業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪府中央区城見一丁目4番24号  
NECネクサソリューションズ株式会社関西支社 関西支社長 藤井明
- 6 契約金額（税込み）  
14,463,554円
- 7 契約内容  
バス運行総合システム [実績収集系] の機器保守及び通信回線の維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由  
バス運行総合システム [実績収集系] は上記業者が独自に設計、構築したものであり、システムを構成する各機器及びプログラム等は上記業者固有のものである。  
また、プログラムにかかわる著作権並びにシステムの詳細な技術情報は、上記業者のみが保有していることから、稼働中のシステムに支障を生じさせることなく保守を行える業者は、上記業者に限られる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

### 1 件名

バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借

### 2 契約担当課

企画総務部財務課

### 3 契約締結日

平成31年4月1日

### 4 履行期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

### 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）

大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB

日本ユニシス株式会社関西支社 執行役員支社長 兵働広記

### 6 契約金額（税込み）

5,367,351円

### 7 契約内容

バス運行総合システム事務処理系機器などの賃借及び保守を行う。

### 8 随意契約の理由

バス運行総合システムは、大きく分けて事務処理系と実績収集系の2つに分かれている。この内、事務処理系を構成している機器等（ハードウェア）、オペレーティングシステム及び開発ツール等のプログラム（以下「プロダクト」という。）は上記業者固有のものであるため、本システムの機器構築を行うとともに、プロダクトの提供ができる業者は上記業者に限られる。

また、本システムは上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有していることから、稼働中のシステムに支障を生じさせることなく保守を行える業者は、上記業者に限られる。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記随意契約の理由による。

### 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス I C カードバスサーバ保守
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成 3 1 年 4 月 1 日
- 4 履行期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所, 商号及び氏名 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者)  
大阪府大阪市北区東天満 2 丁目 6 番 5 号 I ・ S 南森町ビル 4 階  
レシップ株式会社大阪営業所 大阪営業所長 望月周史
- 6 契約金額 (税込み)  
8, 5 0 8, 2 4 0 円
- 7 契約内容  
バス I C カードバスサーバの保守
- 8 随意契約の理由  
本件は, 市バス I C カードシステムの一部である, バスサーバシステムの保守及び, システム障害発生時の復旧を行うものである。  
バスサーバは上記業者が設計及び製作を行ったサーバであり, このバスサーバの内容等については他社には公開されておらず, 他社では本件を履行することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 1 1 条第 1 項 第 号  
 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約の理由による
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
人事給与システム運用保守管理業務
- 2 契約担当課  
企画総務部職員課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB  
日本ユニシス株式会社関西支社 執行役員支社長 兵働広記
- 6 契約金額（税込み）  
10,756,800円
- 7 契約内容  
人事給与システム運用保守管理業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は、人事給与システムの運用保守に関する業務を行うものである。人事給与システムの構築業務の入札に際し、システムの運用保守業務については、その性質上、設計及び開発を行った受託者が請け負うものと仕様書に記載しており、本業務に関する費用や業務内容も評価対象とした総合評価競争入札を実施、受託したのが上記業者であるため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約を行う理由による。
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス I C カードシステム社局サーバ運用保守
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成 3 1 年 4 月 1 日
- 4 履行期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所, 商号及び氏名 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者)  
大阪府大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 3 1 号  
アイテック阪急阪神株式会社 代表取締役 浜田真希男
- 6 契約金額 (税込み)  
1 0, 9 7 1, 2 8 8 円
- 7 契約内容  
バス I C カード社局サーバの運用及び保守
- 8 随意契約の理由  
市バス I C カードシステムの一部である, 社局サーバシステムの監視及び保守, システム障害発生時の復旧を行うものである。  
社局サーバシステムは上記業者が設計及び製作を行った共同社局サーバシステムであり, この共同社局サーバシステムの内容等については他者には公開されておらず, 他者では本件を履行することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 1 1 条第 1 項 第 号  
 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約の理由による
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F  
菱電商事株式会社京都支店 支店長 島田一也
- 6 契約金額（税込み）  
79,984,800円
- 7 契約内容  
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（制御，ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由  
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。  
車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組み合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。  
烏丸線高速車両（10系車両）の制御装置及びブレーキ装置は，三菱電機株式会社が10系車両用に特別に設計，製作したものであり，三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市交通局の車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店である菱電商事株式会社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F  
菱電商事株式会社京都支店 支店長 島田一也
- 6 契約金額（税込み）  
83,376,000円
- 7 契約内容  
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（制御，ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由  
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。  
車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組み合わされた状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。  
東西線高速車両（50系車両）の制御装置及びブレーキ装置は，三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計，製作したものであり，三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市交通局の車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店である菱電商事株式会社を契約の相手方として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（保安）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社日立製作所京都支店 支店長 藤井秀也
- 6 契約金額（税込み）  
10,476,000円
- 7 契約内容  
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由  
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。  
車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組み合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。  
烏丸線高速車両（10系車両）の保安装置は，株式会社日立製作所が10系車両用に特別に設計，製作したものであり，株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約の理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線高速車両全般検査，重要部検査（保安）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社日立製作所京都支店 支店長 藤井秀也
- 6 契約金額（税込み）  
14,796,000円
- 7 契約内容  
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由  
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に行なわれなければならない。  
車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組み合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。  
東西線高速車両（50系車両）の保安装置は，株式会社日立製作所が50系車両用に特別に設計，製作したものであり，株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約の理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線10系車両台車装置スリ板部分交換業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部 部長 小川雄一
- 6 契約金額（税込み）  
5,251,824円
- 7 契約内容  
烏丸線10系車両の台車装置スリ板の部分交換
- 8 随意契約の理由  
本業務は、烏丸線10系車両台車装置のスリ板の摩耗に伴う部分交換を行うものである。  
烏丸線10系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社（旧社名：新日鐵住金株式会社）が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4  
京都地下鉄整備株式会社 代表取締役 寺田隆志
- 6 契約金額（税込み）  
30,456,000円
- 7 契約内容  
烏丸線10系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由  
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。  
さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。  
したがって、各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な烏丸線10系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4  
京都地下鉄整備株式会社 代表取締役 寺田隆志
- 6 契約金額（税込み）  
15,336,000円
- 7 契約内容  
東西線50系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由  
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。  
さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応することが必要である。  
したがって、各装置個別の業務管理を行うことができる者は他にも存在するが、本業務に必要な東西線50系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
西賀茂営業所の一般乗合旅客自動車整備業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府枚方市出口1丁目2番83号  
ケーテー自動車工業株式会社 取締役社長 饗庭克也
- 6 契約金額（税込み）  
848,952,090円
- 7 契約内容  
西賀茂営業所におけるバス車両整備業務委託
- 8 随意契約の理由  
本件は、西賀茂営業所に所属するバス車両に対する法令で定められた点検整備や故障修理等の整備業務を委託するものである。政府調達に関する協定に基づくため、一般競争入札を実施したところ、応札者がおらず、不調となった。業務履行の始期に整備業務が実施されない場合、車両を運行することができなくなり、主な利用者である市民の生活に大きな影響を与えることとなるため、緊急的な随意契約を実施するもの。  
なお、本件は、当該契約に基づく業務に熟練する必要があるため、整備士確保が極めて難しくなっている事態を鑑み、安定的に自動車整備業務を遂行するため、契約期間は上記期間とする。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
一般競争入札に際して、当局が定めた参加資格を満たしたうえで、西賀茂営業所の整備業務を受託可能な事業者については、上記業者のみであった。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務
- 2 契約担当課  
営業推進室
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都市右京区太秦下刑部町12番地  
一般社団法人京都市交通局協会 代表理事 出口博一
- 6 契約金額（税込み）  
101,682,970円
- 7 契約内容  
市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務
- 8 随意契約の理由  
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
企画提案方式により、平成29年度から5年間の継続を限度として単年毎の契約を締結することを可能としており、3年度目の契約として継続するもの。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
Kotochika（コトチカ）の運営管理等に係るアドバイザー業務
- 2 契約担当課  
営業推進室
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
東京都台東区東上野4丁目8番1号  
株式会社メトロプロパティーズ 代表取締役社長 齋藤敏和
- 6 契約金額（税込み）  
10,800,000円
- 7 契約内容  
Kotochika（コトチカ）の運営管理等に係るアドバイザー業務
- 8 随意契約の理由  
アドバイザー業務については、当局の駅ナカビジネスの根幹に係わる業務であり、今後の事業展開に当たり、収益向上を図るためには、専門の見地から事業を進めていく必要があるが、当局においては、こうしたノウハウを持ち合わせておらず、専門業者に委託することにより収益向上を図ることができる。  
上記業者はコトチカ四条の提案募集において、事業者選定委員会の意見を踏まえて契約締結した業者の開発コンセプト（デザイン、店舗配置）部門を担当した業者であり、現在のコトチカ運営に密接に関わっている。  
今後、コトチカ四条で確立されたコンセプトを四条駅以外の駅での駅ナカビジネスに反映させていくためにも切り離すことはできないため、上記業者と随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約理由と同じ。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
観光情報誌「おふたいむ」製作業務
- 2 契約担当課  
営業推進室
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市中京区壬生松原町3番地の12  
株式会社ひでみ企画 代表取締役 武知秀實
- 6 契約金額（税込み）  
7,009,200円
- 7 契約内容  
市バス・地下鉄の利用促進を図るため、観光情報誌「おふたいむ」の製作を委託する。
- 8 随意契約の理由  
上記業者は平成27年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は平成27年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（ビジュアル、企画、配送体制等）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
I Cカード社局サーバシステム運用保守業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番31号  
アイテック阪急阪神株式会社 代表取締役 浜田真希男
- 6 契約金額（税込み）  
14,904,000円
- 7 契約内容  
I Cカード共同社局サーバの保守管理業務
- 8 随意契約の理由  
I Cカードシステムにおいて、当局はI Cカード共同社局サーバを利用している。このI Cカード共同社局サーバは、スルッとKANSAIに承認される必要があるが、承認を受けている事業者はアイテック阪急阪神株式会社のみである。既設の機器、システムに支障を来すことなく社局サーバを運用していくためには、対象機器の設計及び製作を行った上記業者でなければならぬため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
京都市バス “おもてなしコンシェルジュ” 業務
- 2 契約担当課  
自動車部運輸課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市右京区太秦下刑部町12  
一般社団法人京都市交通局協会 代表理事 出口博一
- 6 契約金額（税込み）  
16,762,347円
- 7 契約内容  
市バス・地下鉄等の交通案内，沿線の観光情報等の案内，市バス・地下鉄のPR活動等
- 8 随意契約の理由  
上記業者は平成27年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は平成27年度に実施したプロポーザルにおいて，評価基準（業務実施計画，おもてなし向上の方策，市バスのイメージアップに資する企画提案，見積金額）に沿って審査し，選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託
- 2 契約担当課  
自動車部運輸課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市右京区太秦下刑部町12  
一般社団法人京都市交通局協会 代表理事 出口博一
- 6 契約金額（税込み）  
19,642,176円
- 7 契約内容  
京都駅前バス乗り場におけるお客様への乗り場・路線等の案内、お客様の整理・整列等
- 8 随意契約の理由  
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにおいて、評価基準（お客様サービス、運営体制、組織の安定性等）に沿って審査し、選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
管理の受委託（錦林京都）
- 2 契約担当課  
自動車部営業課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地の1  
京都バス株式会社 取締役社長 宮川豪夫
- 6 契約金額（税込み）  
818,574,120円
- 7 契約内容  
錦林出張所の17,102,203,循環2号系統に係る運転業務，運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由  
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において，委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
受託者を募集したうえ，平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において，「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
管理の受委託（九条京阪）
- 2 契約担当課  
自動車部営業課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市南区東九条南石田町5番地  
京阪バス株式会社 取締役社長 鈴木一也
- 6 契約金額（税込み）  
832,466,160円
- 7 契約内容  
九条営業所の5，6，31，65系統に係る運転業務，運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由  
「市バス九条営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において，委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
受託者を募集したが，九条営業所については応募事業者がなかったため，募集時の受託者である上記業者に委託した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
管理の受委託（梅津ジェイアール）
- 2 契約担当課  
自動車部営業課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市此花区北港1丁目3番23号  
西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役社長 野中雅志
- 6 契約金額（税込み）  
1,449,245,520円
- 7 契約内容  
梅津営業所の8,10,11,26,59,75,80,86号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由  
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
管理の受委託（洛西近鉄）
- 2 契約担当課  
自動車部営業課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
大阪府東大阪市小阪1丁目7番地1号  
近鉄バス株式会社 取締役社長 塩川耕士
- 6 契約金額（税込み）  
1,486,840,320円
- 7 契約内容  
洛西営業所の28, 29, 33, 42, 70, 73, 78, 91, 104, 西1, 西2, 西3, 西4, 西5, 西6, 西8号系統に係る運転業務，運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由  
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において，委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
受託者を募集したうえ，平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において，「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
管理の受委託（横大路阪急）
- 2 契約担当課  
自動車部営業課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府豊中市庄内西町5丁目1番24号  
阪急バス株式会社 代表取締役社長 井波洋
- 6 契約金額（税込み）  
1,502,897,760円
- 7 契約内容  
横大路営業所の13, 18, 19, 20, 22, 43, 58, 69, 81, 105, 南1, 南2, 南3, 南5, 循環1号系統に係る運転業務, 運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由  
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
管理の受委託（横大路エムケイ）
- 2 契約担当課  
自動車部営業課
- 3 契約締結日  
平成31年4月1日
- 4 履行期間  
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市南区上鳥羽北花名町1-1  
エムケイ株式会社運行管理事業本部 本部長 金本達也
- 6 契約金額（税込み）  
277,298,640円
- 7 契約内容  
横大路営業所の16,84,南8号系統に係る運転業務，運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由  
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において，委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
受託者を募集したうえ，平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において，「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸営業所及び錦林出張所立体駐車装置修繕作業
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成31年4月11日
- 4 履行期間  
平成31年4月12日から令和2年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
京都府京都市中京区三条通高倉東入榎屋町59番地1  
I H I 運搬機械株式会社京都サービスセンター 所長 田中亨
- 6 契約金額（税込み）  
6, 156, 000円
- 7 契約内容  
錦林出張所の立体駐車装置につき，保全周期が経過しており経年劣化が見られる箇所の修繕を実施するもの。
- 8 随意契約の理由  
上記駐車装置は，キタオオジタウンのコンペ条件により落札業者である北大路都市開発株式会社（現イオンリテール株式会社）から譲渡されたものと，「錦林支所（出張所化）整備工事」の際に，工事落札業者から上記業者が受注したものであり，いずれも上記業者が製作設置したものである。その装置の特殊性から他事業者では部品の調達等が困難であり，対応可能であるのが上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道東西線運転指令所 I T V 設備更新
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日
- 4 履行期間  
平成 3 1 年 4 月 2 7 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市中央区本町四丁目 2 番 1 2 号  
東芝通信インフラシステムズ株式会社関西支店 支店長 高弘之
- 6 契約金額（税込み）  
5 2, 2 5 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容  
I T V 設備の更新
- 8 随意契約の理由  
運転指令所 I T V 設備（以下「本設備」という。）とは、運転指令員等に対してホーム及び駅構内関し画像の提供を目的とする設備であり、本件は、本設備の更新を行い機能維持及び機能向上を図るものである。  
今回更新する設備と既設の各駅 I T V 制御装置とは密接不可分の関係にあり、整合性を保つためには、同一の業者が製作した設備で疎通を図る必要がある。万が一、整合性が保てずに指令所での列車監視ができない状態になると、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。  
したがって、本件の履行には既設設備の製作・施工を行い、設備全体を十分に把握している上記業者に限られる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 1 1 条第 1 項 第 号  
 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線北大路駅ほか昇降機設備部分更新工事（エスカレーター）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年5月16日
- 4 履行期間  
令和元年5月17日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号  
三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社 取締役関西支社長 岩村竜也
- 6 契約金額（税込み）  
176,880,000円
- 7 契約内容  
昇降機設備の更新工事
- 8 随意契約の理由  
本工事は，烏丸線北大路駅及び鞍馬口駅に設置しているエスカレーターの老朽化に伴い，更新を実施するものである。ただし，既存の設備で損耗の激しい部材は更新するが，エスカレーターの一部は更新後の使用が可能のため，流用して更新する。既存設備の部材を流用した更新工事であり，他メーカーでは更新後の設備の品質を補償できないため，既存設備を製作・設置したメーカーである三菱電機株式会社の昇降機部品の保守・更新工事・部品提供を行う三菱電機ビルテクノサービス株式会社以外には，本工事を実施することができない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速収入系システム暗号化ソフト対応改修業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年5月21日
- 4 履行期間  
令和元年5月22日から令和元年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区角田町8-1  
東芝インフラシステムズ株式会社関西支社 関西支社統括責任者 小笠原安成
- 6 契約金額（税込み）  
10,260,000円
- 7 契約内容  
高速収入系システムの暗号化ソフト対応の改修業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は、高速収入系システムのソフトウェア改修・試験調整と現地展開を行うものである。  
既存システムの機能に支障を来さずにシステムの改修を実施するためには、本システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、本システムに関する技術的な全ての情報を保有している上記業者でなければ本業務を履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
現金積増機撤去業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年5月28日
- 4 履行期間  
令和元年5月29日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市福島区福島3-14-24  
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社大阪事業所 事業所長 森尾洋之
- 6 契約金額（税込み）  
5,022,000円
- 7 契約内容  
現金積増機の撤去及び設定変更
- 8 随意契約の理由  
本業務は、各駅に設置している現金積増機の撤去と、それに伴う駅務機器の管理設定（データ集計機、集中監視盤）を変更するものである。本作業を正常に行うことができなかつた場合、遠隔での旅客対応、他の機器（自動券売機、自動精算機、自動改集札機）の異常察知ができない等、駅の運営に著しい支障を来すおそれがある。  
各機器の機能に支障を来すことなく本業務を実施するためには、各機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、各機器システムに関する技術的な全ての情報を保有している上記業者でなければ本業務を履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
醍醐車庫天井クレーン装置（2.8 t 3基）部分更新
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年6月10日
- 4 履行期間  
令和元年6月11日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪府中央区本町一丁目8番12号  
株式会社日立プラントメカニクス関西支店 支店長 中尾俊明
- 6 契約金額（税込み）  
10,120,000円
- 7 契約内容  
醍醐車庫の天井クレーン装置の部分更新
- 8 随意契約の理由  
醍醐車庫の天井クレーン装置（2.8 t 3基）は、日立機電工業株式会社（現・株式会社日立製作所）が設計及び製作したものであり、日立機電工業株式会社のクレーン事業の移管先である株式会社日立プラントメカニクスでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず設計、製作及び納入することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス停上屋整備工事（南太秦北行）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年6月11日
- 4 履行期間  
令和元年6月12日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市福島区福島六丁目2番6号  
株式会社安藤・間大阪支店 常務執行役員支店長 寺内伸
- 6 契約金額（税込み）  
3,812,400円
- 7 契約内容  
バス停上屋の設置工事
- 8 随意契約の理由  
本工事は、工事中の京都民医連中央病院（以下「中央病院」という。）の敷地内にバス停上屋を設置するものであり、中央病院建設工事と同一時期、同一箇所での工事となる。  
中央病院建設工事とは別の施工業者が本工事を施工する場合、前面の道路からの施工となり、仮設工事として重機の乗り入れのための歩道改良工事の必要が生じ、また、車道の片側交互通行や、歩行者の仮歩道での通行など、一般交通及び近隣住民へ与える影響が大きくなる。  
しかし、本工事を中央病院建設工事と同一の施工業者が行えば、病院敷地内から施工が可能で、一般交通及び近隣住民へ与える影響を最小限にとどめることができ、仮設工事や交通整理員などの費用も縮減することができるため、上記業者と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都民医連中央病院建設工事を請け負っているため
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
九条駅他中央監視盤
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年6月28日
- 4 履行期間  
令和元年6月29日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者）  
大阪府大東市諸福8丁目1番21号  
ハピネスデンキ株式会社関西支社 支社長 金子久幸
- 6 契約金額（税込み）  
32,890,000円
- 7 契約内容  
本件は，烏丸線地下駅舎における空気調和・衛生設備の自動発停制御・状態監視，消火設備の状態監視及び排煙設備の連動制御・状態監視を行う中央監視盤の更新を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
既設中央監視盤を更新する際は，中央監視盤との密接な関係がある各設備機能の停止時間を最小限に抑え，地下鉄営業に支障させてはならない。各既存設備と完全に整合させ，かつ，限られた時間内での更新作業において，迅速で最適な品質を保てる唯一の業者は，既設装置を制作したメーカーであるハピネスデンキのみであるため，随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線レール削正工事
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月1日
- 4 履行期間  
令和元年7月2日から令和元年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号  
近鉄軌道エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 田中秀育
- 6 契約金額（税込み）  
23,980,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正する工事
- 8 随意契約の理由  
上記業者は、近鉄京都線のレール削正を請負い、16頭式レール削正車を所有しているため、近鉄京都線と相互乗り入れをしている烏丸線へレール削正車を容易に搬入することができる。このため、陸送でレール削正車を運搬するよりも、工程及び経済的に有利に施工することが可能となるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
乗車券発行機改修業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月8日
- 4 履行期間  
令和元年7月9日から令和元年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市福島区福島3-14-24  
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社大阪事業所 事業所長 森尾洋之
- 6 契約金額（税込み）  
7,236,000円
- 7 契約内容  
乗車券発行機改修業務
- 8 随意契約の理由  
本業務は、乗車券発行機のソフトウェア改修・試験調整と現地展開を行うものである。  
既存システムの機能に支障を来さずにシステムの改修を実施するためには、本機器のソフトウェア設計及び製作を行っており、本システムに関する技術的な全ての情報を保有している上記業者でなければ本業務を履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両用車輪（第15編成）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月12日
- 4 履行期間  
令和元年7月13日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部 部長 小川雄一
- 6 契約金額（税込み）  
25,304,400円
- 7 契約内容  
東西線50系車両の車輪の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の車輪は、日本製鉄株式会社（旧社名：新日鐵住金株式会社）が50系車両用に、特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項 第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
梅津営業所給水配管修繕工事
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月12日
- 4 履行期間  
令和元年7月13日から令和元年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市右京区西院月双町33番地  
株式会社鈴木メンテナンス 代表取締役 鈴木明廣
- 6 契約金額（税込み）  
3,619,000円
- 7 契約内容  
本件は、梅津営業所の水道使用量の増加に伴い、衛生設備給水配管からの漏水を調査したところ、給水配管（地中埋設部分）において1時間当たり1立法メートル弱の漏水が判明したため、修繕工事を実施するものである。
- 8 随意契約の理由  
当該給水配管からの漏水量は、約4千立法メートル程度確認された。この給水配管（地中埋設）は、バス走路の真下及びその直近に布設されており、バス走行路の地盤沈下が懸念されることから、早急に修繕しなければならないため、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積を徴取した3者の中で最も安価な見積りを提示した上記業者を選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
カード発券精算機購入
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月16日
- 4 履行期間  
契約日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市右京区嵯峨一本木町30番地16  
有限会社ワタキ 代表取締役 渡邊晃男
- 6 契約金額（税込み）  
6,064,982円
- 7 契約内容  
カード発券精算機の製作を行う。
- 8 随意契約の理由  
カード発券精算装置システムは、当局独自のシステムとして製作設置した装置であり、製作に携わった業者のみが装置の詳細を把握している。よつて、製作に携わっていない他事業者からは購入できない。  
上記システムは、サクサ㈱と有限会社ワタキが共同で製作したものであるが、現在新規製作については、サクサ㈱から業務委任を受けた上記業者のみが行っているため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
カード発券精算機改修作業
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月16日
- 4 履行期間  
令和元年7月17日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市右京区嵯峨一本木町30番地16  
有限会社ワタキ 代表取締役 渡邊晃男
- 6 契約金額（税込み）  
8,925,889円
- 7 契約内容  
カード発券精算機の改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由  
カード発券精算装置システムは、当局独自のシステムとして製作設置した装置であり、製作に携わった業者のみが装置の詳細を把握している。よって、製作に携わっていない他事業者では老朽化に伴う改修作業ができない。  
また、同装置は常時稼動しており、ソフトウェア及びハードウェアに支障が生じた場合、他事業者では迅速に改善することができず当局業務に支障が生じる。  
上記システムは、サクサ株が製作したものであり、機器の修理や保守管理ができるのは、サクサ株から業務委任を受けた上記業者に限られる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス運行総合システム [事務処理系] 改修作業 (端末機器等入替作業)
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月23日
- 4 履行期間  
令和元年7月24日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所, 商号及び氏名 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地, 名称及び代表者)  
大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB  
日本ユニシス株式会社関西支社 執行役員支社長 兵働広記
- 6 契約金額 (税込み)  
8, 173, 440円
- 7 契約内容  
営業所及び操車場に設置しているバス運行総合システム [事務処理系] に係る端末機器等の老朽化に伴い, 当該機器等の入替作業を実施するもの。
- 8 随意契約の理由  
本作業は, 既存システムの一部改修 (端末機器等入替) を行うものであり, 稼働中のシステムに支障を生じることなく, 本契約を遂行するためには, 既存の設備の設計内容に加え, 既存システムのソフトウェアの構成に関しても, 把握している必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
醜醐車庫軸受着脱装置
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年7月26日
- 4 履行期間  
令和元年7月27日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部 部長 小川雄一
- 6 契約金額（税込み）  
13,200,000円
- 7 契約内容  
醜醐車庫の軸受着脱装置の購入
- 8 随意契約の理由  
軸受着脱装置（以下「本装置」という。）は、東西線50系車両輪軸組立の部品である軸受の着脱作業を行う装置である。本装置は、日鉄レールウェイテクノス株式会社（旧住友金属テクノロジー株式会社）が東西線50系車両用に特別に設計及び製作しており、日鉄レールウェイテクノス株式会社以外の業者では、東西線50系車両輪軸組立や軸受における構造及び性能の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車両検修設備に関する日鉄住金レールウェイテクノス株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
醍醐車庫車輪転削盤駆動部部分改修業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年8月2日
- 4 履行期間  
令和元年8月3日から令和元年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区曾根崎2丁目12番7号  
川重商事株式会社大阪支店 執行役員支店長 小縣郁夫
- 6 契約金額（税込み）  
27,720,000円
- 7 契約内容  
醍醐車庫の車輪転削盤駆動部の部分改修
- 8 随意契約の理由  
醍醐車庫車輪転削盤は、東西線50系車両の運行で変形した車輪踏面を適正な形状に削正するもので、東西線の安全運行に不可欠な装置である。そのため、本装置の改修には万全を期す必要がある。本装置は川崎エンジニアリング株式会社が東西線50系車両用に設計及び製作したものであり、本業務は川崎エンジニアリング株式会社の車輪転削盤の改修に関する継承会社である株式会社アサヤマでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず業務を実施することができない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車輪転削盤に関する株式会社アサヤマの唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バス定期券発行システム更新対応
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年8月2日
- 4 履行期間  
令和元年8月3日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市淀川区宮原3-5-36 新大阪トラストタワー  
J B C C株式会社 上級執行役員西日本事業部長 北村誉夫
- 6 契約金額（税込み）  
29,953,800円
- 7 契約内容  
定期券発行システムの更新（機器及びシステムの更新）
- 8 随意契約の理由  
当局のバス定期券発行システムは、上記業者によって製作されたものであり、同システムに関する技術的な全ての情報を保有し、同システムの更新作業を行うことができるのは上記業者のみである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
陸上移動局車載無線装置の更新
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年8月5日
- 4 履行期間  
令和元年8月6日から令和元年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号  
新潟通信機株式会社 代表取締役 梶山美佐男
- 6 契約金額（税込み）  
59,097,600円
- 7 契約内容  
陸上移動局車載無線装置の更新
- 8 随意契約の理由  
本業務は、市バス搭載用の車載型無線装置の更新を行うものである。なお、現在使用している無線機は、電波法に基づくスプリアス基準を満たしておらず、次回の免許更新時には許可されない。  
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者に公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年8月6日
- 4 履行期間  
令和元年8月7日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町4番13号  
近鉄軌道エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 田中秀育
- 6 契約金額（税込み）  
14,740,000円
- 7 契約内容  
高速鉄道烏丸線及び東西線においてレール探傷車を使用して、レール内部や溶接部の傷を探查する業務
- 8 随意契約の理由  
業務において使用するレール探傷車は、烏丸線及び東西線の軌間及び建築限界の基準に合致したものでなければならない。また、レール内部傷や底部欠損等を精度良く発見できる探触子が搭載されていないなければならない。  
この特殊な車両（松山重車輛工業(株)、(株)トキメックレールテクノ、近畿日本鉄道(株)、近鉄軌道エンジニアリング(株)共同開発）を所有していて検査業務を行うことができるのは上記業者だけである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
京都市高速鉄道軌道総合管理・図面管理システム更新業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年8月8日
- 4 履行期間  
令和元年8月9日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市淀川区西中島1丁目11番16号  
三井E&Sシステム技研株式会社 営業本部西日本統括部 大阪営業部長 布施正規
- 6 契約金額（税込み）  
30,159,800円
- 7 契約内容  
軌道総合管理・図面管理システムのOSであるWindows 7のサポートが令和2年1月14日に終了し、システムの信頼性及び安定性の維持が困難となる。  
このため、本システムを更新し、最新のOSに対応したシステムに改修することで、今後の安定的な運用を図る。
- 8 随意契約の理由  
軌道検測・図面管理システムは、上記業者が、独自に開発した汎用性のない特殊システムであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有している。  
また、その内容は第三者に公開されていないことから、本業務を実施できるのは上記業者のみである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
竹田車両基地防犯装置リース
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年8月29日
- 4 履行期間  
令和元年8月30日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
京都府京都市左京区田中上柳町25-3京阪出町柳ビル  
京阪ビルテクノサービス株式会社京都営業所 営業所長 簾弘光
- 6 契約金額（税込み）  
5,464,800円
- 7 契約内容  
竹田車両基地の防犯装置のリース
- 8 随意契約の理由  
現在の機械警備を受託している京阪ビルテクノサービスと再リース契約した場合、既存の設備がそのまま流用できることから新たに設備投資をする必要がなく、他社と比べ著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約の理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両パンタグラフ舟組
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年9月5日
- 4 履行期間  
令和元年9月6日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区角田町1番1号東阪急ビル  
東洋電機製造株式会社大阪支社 常務執行役員大阪支社長 谷本憲治
- 6 契約金額（税込み）  
7,920,000円
- 7 契約内容  
東西線50系車両のパンタグラフ舟組の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両のパンタグラフ舟組は、東洋電機製造株式会社が50系車両用に、特別に設計及び製作したもので、東洋電機製造株式会社以外の業者では、50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線軌道整備工事に伴う信号設備対応工事
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年9月6日
- 4 履行期間  
令和元年9月7日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区小松原町2番4号  
日本信号株式会社大阪支社 執行役員支社長 武藤徹
- 6 契約金額（税込み）  
4,246,000円
- 7 契約内容  
軌道整備工事に伴う信号設備対応工事
- 8 随意契約の理由  
本工事は、当局軌道担当が別に契約する高速鉄道烏丸線レール交換工事（以下「軌道整備工事」という。）に伴い、軌道部分に設置されている信号設備及びそれらの配線、配線路等の防護処置等の対応を行うとともに作業終了後には、動作確認試験等により本工事による異常がないことの確認を行うものである。  
信号設備は、列車運行における信号保安システムを構成する上で極めて重要な設備であり、現行システムとは密接不可分な関係にある。  
本工事は、営業終了後から初発までの短時間に行われる軌道整備工事の前後の限られた時間内に上記対応作業を完了し、列車運行に支障のないことを確認する必要があることから、現行の信号保安システムの設置状況及び機能等を十分把握している、現行システムの製作、施工及び保守業務を行っている上記業者に限られる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両用車輪（第16編成）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年9月18日
- 4 履行期間  
令和元年9月19日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部 部長 小川雄一
- 6 契約金額（税込み）  
25,370,400円
- 7 契約内容  
東西線50系車両の車輪の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の車輪は、日本製鉄株式会社（旧社名：新日鐵住金株式会社）が50系車両用に、特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線姉小路変電所更新工事（非常用発電機）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年9月26日
- 4 履行期間  
令和元年9月27日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者）  
大阪府大阪市北区瓦町4丁目2番14号  
株式会社明電舎関西支社 支社長 毛綿谷聡
- 6 契約金額（税込み）  
379,500,000円
- 7 契約内容  
非常用発電機の更新工事
- 8 随意契約の理由  
非常用発電機は、烏丸線の全変電所停電時に駅舎の防災設備等に電力を供給する設備であり、本工事は姉小路変電所の非常用発電機の更新を行うものである。  
今回更新する非常用発電機は、姉小路変電所を構成している設備の一部であり、非常用発電機の更新に伴い非常用発電機を制御する監視制御盤の改造が必要である。監視制御盤は非常用発電機を含む変電所の電力設備を制御する機器で、監視制御盤と非常用発電機は密接な関係にあるため、非常用発電機の更新により監視制御盤の機能に影響が及ぶと駅舎及び列車への電力の供給が止まり、正常な列車運行ができず、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。  
したがって、本件の履行には既存非常用発電機及び監視制御盤を設計、製作及び設置し、設備を十分に把握している上記業者に限られる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他